

医療法人財団倉田会 女性活躍推進法 一般事業主行動計画

女性活躍推進法 一般事業主行動計画を、次のように定める（令和4年3月24日）。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：仕事と私生活をより充実させるため、職員が、有給休暇を希望する時期に、希望する日数、取得できるようにする。

<対策>

- 令和4年4月～ 希望通り取得できているか等の状況調査
- 令和4年8月～ 希望通り取得できるようにするための方策を検討
希望通り取得できている部署の工夫、ルール等を情報共有
- 令和4年12月～ 検討した方策、工夫やルール等を取り入れ実践
- 令和5年3月～ 希望通り取得できているか等の効果測定

目標2： 出産予定の職員（本人又は、配偶者）に、厚労省作成の母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、活用していただく。

<対策>

- 令和4年4月～ 対象者の産休、育休等の意向の確認時に配布。

目標3： 正社員（常勤職員）の所定外労働時間 1人平均 1ヶ月3時間35分を3時間15分以内とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 所定外労働の部署毎等の現況調査
- 令和4年8月～ 所定外労働時間の短縮の方策を検討
所定外労働時間を短縮した職員、部署の工夫、ルールを情報共有
- 令和4年12月～ 検討した方策、工夫やルール等を取り入れ実践
- 令和5年3月～ 所定外労働時間の短縮が、なされているかの効果測定

医療法人財団倉田会 女性活躍推進法 女性の活躍に関する情報公表

役員に占める女性の割合 3割 （2022年3月24日現在）

以上